

本校 PTA 規約の改正を提案させていただきます。

本改正は、保護者と教職員が一層協力しやすい体制を整え、生徒たちの学びの場をより良いものにする環境をつくることを目指すため、より効率的かつ今日的な運営を実現するために、規約の内容を見直して更新するものです。

## 1. 改正の背景

- (1) いわゆる「コロナ禍」を経て、教育環境が変化し、PTA の役割や活動内容も変容してきており、PTA 会務の整理が必要となってきた。
- (2) コミュニケーション手段の多様化（デジタル化）による情報発信・情報共有の効率化が必要ならびに可能となってきた。
- (3) 社会的情勢等に照らし、会務の透明性をより一層確保する必要がある。

## 2. 主な改正内容

### (1) 組織構成の見直し

#### ア. 役員の役割分担を見直す。

- ・環境整備委員会を新設し、生徒の学習環境の更なる向上を図る。

現 行	改正後
会長 1 名	会長
副会長 3 名	副会長
庶務 若干名	庶務
会計 1 名	会計
<u>監事 2 名</u>	学年委員長
生涯学習委員長 1 名	<u>環境整備委員長、委員</u>
広報委員長 1 名	生涯学習委員長、 <u>委員</u>
学年委員長 学年毎に 1 名	広報委員長、 <u>委員</u>
	※定数は定めない。

- ・環境整備委員会、生涯学習委員会、広報委員会について、保護者側役員をもって各委員長ならびに委員を担う。

- ・監事は過去に役員を経験した者の中から選出し、総会において承認する。

#### イ. 保護者側役員の定数を廃止し、PTA 活動の自発性・任意性の担保を図る。

- ウ. 教職員側役員を校長、副校長、教頭、事務長及び校長が推薦する教員に整理、統合するとともに、それぞれの役割を明確にする。

### (2) デジタル化への対応

#### ア. 総会の開催通知をメールで行うことを可能とする。

- イ. ウェブ会議による総会・臨時総会の実施を可能とする。

### (3) 透明性の向上

#### ア. 教職員側役員である校長に会務の監督権を付与する。

- イ. 監事を役員とは別に設け、会務の監査を受ける。

- ウ. 監事に臨時総会開催の請求権を付与する。

京都市立堀川高等学校PTA規約新旧対照表

現行	改正（案）	主な摘要
<p>京都市立堀川高等学校PTA規約</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 本会は京都市立堀川高等学校PTAと称する。            第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校に置く。            第3条 本会は学校・家庭および地域社会の教育環境を改善し、併せて会員相互の教養の向上を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。            第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  <u>1. 学校、家庭、地域が連携を密にし教育環境の充実ならびに生徒の健全なる育成を図る。</u>  <u>2. 成人教育の一環としての生涯学習の充実を図り、会員相互の親睦と家庭・地域での教育力の向上を図るとともに、民主社会における正しい生活態度の理解の増進を図る。</u>  <u>3. 各種行政機関に対し教育に関する改善ならびに適正予算の編成その他について要請する。</u>  <u>4. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。</u>  <u>5. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような事業は行わない。</u>            第5条 本会は会員の自主的活動によって運営するもので、他のいかなる団体の干渉ならびに支配も受けない。            第6条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および教職員とする。            会員はすべて平等の権利と義務を有する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>第2章 役員および機関</b></p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。  <u>保護者側 会長1名、副会長3名、庶務若干名、会計1名、監事2名、生涯学習委員長1名、広報委員長1名、学年委員長各学年毎に1名。</u>  <u>教職員側 校長（顧問）、副校長・教頭、事務長、PTA係若干名</u></p>	<p>京都市立堀川高等学校PTA規約</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 本会は京都市立堀川高等学校PTAと称する。            第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校（<u>京都府京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622番地の2</u>）に置く。            第3条 本会は学校、家庭及び地域社会の教育環境を改善し、<u>あわせて</u>会員相互の教養の向上を図り、<u>もって</u>生徒の福祉を増進することを目的とする。            第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  <u>一 学校、家庭及び地域が連携を密にし教育環境の充実及び生徒の健全なる育成を図る事業</u>  <u>二 生涯学習の充実を図り、会員相互の親睦と家庭及び地域での教育力の向上を図るとともに、民主社会における正しい生活態度の理解の増進を図る事業</u>  <u>三 各種行政機関に対し教育に関する改善、適正予算の編成及びその他について要請する事業</u>  <u>四 その他本会の目的を達成するために必要な事業</u>  <u>2 特定の政党や宗教にかたよったり、営利を目的としたりするような事業は行わない。</u>            第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。            2 会員はすべて平等の権利と義務を有する。            第6条 本会は会員の自主的活動によって運営するもので、他のいかなる団体の干渉ならびに支配も受けない。</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>第2章 役員</b></p> <p>第7条 本会に保護者側役員として会長、副会長、庶務、会計、学年委員長、環境整備委員長、生涯学習委員長、広報委員長、環境整備委員、生涯学習委員及び広報委員を置く。</p>	<p>所在地追記</p> <p>項を号に変更、以下同じ</p> <p>第6条に移動</p> <p>項新設 第5条から移動</p>
		<p>一部削除</p> <p>定数削除、「監事」第7章に移動</p> <p>第8条に移動</p>

<p><u>第8条 役員の任務は次に掲げる通りとする。</u>  <u>会長は本会を代表し会務を統括する。</u>  <u>副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。</u>  <u>庶務は各種の通知の事務、議事の記録、整理等を行う。</u>  <u>会計は会計事務に当たり、会議毎に収支の報告を行う。会計諸帳簿は会員から要求のあったとき閲覧に供する。</u>  <u>監事は事業ならびに会計を監査する。</u>  <u>顧問は各種の相談に応ずる。</u>  <u>P T A 係は役員を補佐し全般の企画、庶務、会計等に協力する。</u></p>	<p>2 会長は本会を代表し会務を統括する。  3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。  4 庶務は各種の通知の事務、議事の記録及び整理等を行う。  5 会計は会計事務に当たる。</p>	<p>削除   第23条に一部移動   第7章に移動  削除  削除</p>
<p>第9条 役員の任期は1年（1会計年度）とし兼任を認めない。</p>	<p><u>第8条 本会に教職員側役員として校長、副校長、教頭及び事務長を置く。</u>   2 校長は会務を監督する。  3 副校長及び教頭は保護者側役員と連携して会務を執行するとともに、教職員会員の連絡調整に当たる。  4 事務長は保護者側役員と連携して会計事務に当たる。  5 校長は本条第1項に定める教職員側役員に加えて、若干名を同役員として指名することができる。</p>	<p>第7条より一部移動、「P T A 係」削除  新設  新設  新設</p>
<p>補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでその任務に当たる。</p>	<p>第9条 保護者側役員の任期は1年（1会計年度）とし重任又は再任を妨げない。</p>	<p>兼任禁止規定  削除、重任再任規定追加  項新設</p>
<p><u>第10条 役員の選挙は次に掲げるところによる。</u>  1. <u>保護者側役員は別に定める「役員選出規定」により15名の役員を選び、役員の互選により各役職を定める。</u>  2. <u>教職員側役員は教職員の互選によって定める。</u></p>	<p>2 補欠による保護者側役員の任期は前任者の残任期間とする。  3 保護者側役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでその任務に当たる。</p>	<p>同上  削除</p>
<p>第11条 総会は本会の重要事項を議決する最高機関である。  第12条 総会は原則として年1回開催する。</p>	<p><u>第10条 保護者側役員は別に定める「役員選出規程」により役員を選び、役員の互選により各役職を定める。</u></p>	<p>定数削除   削除</p>
<p>総会は会員の3分の1以上が出席しなければ議決することができない。ただし当該議事につき、書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。  総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 総会</b></p>	<p>章新設</p>
<p>第13条 総会の招集は、会日の5日前までに、その会議に付議する事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。</p>	<p>第11条 総会は本会の重要事項を議決する最高機関である。  第12条 総会は年1回開催し、<u>会長が招集する。</u>  2 総会は会員の3分の1以上が出席しなければ議決することができない。ただし当該議事につき、書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。  3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>一部削除、招集権者規定  項新設</p>
<p>第14条 臨時総会は、第17条に定める役員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以</p>	<p>第13条 総会の招集は会日の5日前までに、その会議に付議する事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）若しくは<u>両方をもって会員に通知しなければならない。</u>  第14条 <u>会長は臨時総会を招集することができる。</u></p>	<p>同上   「電磁的方法」新設   招集権者規定</p>

<p>上から会議に付議する事項を示して請求のあった場合、その請求のあった日から2週間以内に前条の手続きを経て招集しなければならない。</p>	<p>2 会長は第4章に定める役員会が必要と認めて請求した場合又は会員の10分の1以上が会議に付議する事項を示して請求した場合若しくは第7章に定める監事が請求した場合、請求のあった日から2週間以内に前条の手続きを経て招集しなければならない。</p> <p>3 臨時総会の成立要件及び議決は総会に準じる。</p> <p>第15条 総会及び臨時総会はウェブ会議で実施することができる。</p>	<p>項新設、請求権者に「監事」新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p>第15条 本会は次に掲げる委員会を置く。</p> <p>1. 各学年委員会</p> <p>2. 広報委員会</p> <p>3. 生涯学習委員会</p> <p>学年毎に学級員を選出し、各学年委員会、広報委員会、生涯学習委員会の主催行事を委員としてサポートする。</p> <p>各学年委員会は学年委員長、学年委員ならびに学級担任、学年主任をもって組織する。当該学年行事および進路に関わる事項の企画を実施するとともに、学校と保護者側の連絡にあたる。</p> <p>広報委員会は広報委員長、広報委員ならびに教職員側役員をもって組織する。会員の理解と協力を得るために広報活動を行う。</p> <p>生涯学習委員会は生涯学習委員長、生涯学習委員ならびに教職員側役員をもって組織する。会員相互の教養の向上を図るため事業を行う。各委員会の招集はそれぞれの委員長が行う。</p>	<p>第16条 本会は次に掲げる委員会を置く。</p> <p>一 学年委員会</p> <p>二 環境整備委員会</p> <p>三 生涯学習委員会</p> <p>四 広報委員会</p> <p>2 学年委員会は学年毎に置き、学年委員長及び学年毎に選定する学級委員をもって組織する。</p> <p>3 学年委員会は学年行事及び進路に関わる事項の企画を実施するとともに、保護者及び教職員の連絡調整に当たる。</p> <p>4 環境整備委員会は環境整備委員長及び環境整備委員をもって組織し、学校、家庭及び地域社会の教育環境の改善に資する活動を行う。</p> <p>5 生涯学習委員会は生涯学習委員長及び生涯学習委員をもって組織し、会員相互の教養の向上を図るための事業を行う。</p> <p>6 広報委員会は広報委員長及び広報委員をもって組織し、本会活動への理解と協力を促進するための広報活動を行う。</p> <p>7 学級委員は本条第3項に定める任に当たるほか、環境整備委員会、生涯学習委員会及び広報委員会の主催行事を支援する。</p> <p>8 本条第1項に定める各委員会は随時各委員長が招集する。</p>	<p>章新設</p> <p>新設</p> <p>第四号に移動 第三号に移動 第7項に一部移動</p> <p>「学級担任、学年主任」削除</p> <p>項新設</p> <p>新設</p> <p>第6項に一部移動</p> <p>「教職員側役員」削除</p> <p>第8項に移動 「教職員側役員」削除</p> <p>第15条より一部移動</p> <p>削除</p> <p>第15条より一部移動</p>
<p>第16条 前条の各委員会の委員は兼任することができる。ただし兼任は2以内とする。</p> <p>第17条 本会の目的を適正円滑に達成するために次に掲げる機関を置く。</p> <p>役員会</p> <p>役員会は、第7条の役員をもって構成し、全般の企画、立案、予算の作成ならびにその執行権を持つ。役員会は、随時会長が招集する。</p>	<p>第17条 本会に役員会を置く。</p> <p>第18条 役員会は第7条に定める役員をもって構成し、事業の計画、執行に関する意思決定及び規程の制定を行う。</p> <p>2 役員会は随時会長が招集する。</p>	<p>章新設</p> <p>一部変更</p> <p>削除</p> <p>規程制定権の明記</p> <p>項新設</p>

<p>合同委員会  <u>合同委員会は、第7条の役員と学級委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、PTA活動の円滑を図る。</u>  <u>第18条 各委員会委員の任期は、役員の場合と同様にする。</u></p>		<p>削除</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 会計</b></p> <p>第19条 本会の経費は会費・入会金その他の収入によってまかなう。  第20条 本会の入会金は、3,000円とする。会員は年額2,000円の会費を納入する。<u>なお、必要ある場合は、臨時に特別会費を徴収することができる。その時期と額は別に定める。</u>  第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計</b></p> <p>第19条 本会の経費は入会金、会費及びその他の収入によってまかなう。  第20条 本会の入会金は3,000円とする。  2 会員は年額2,000円の会費を納入する。  第21条 <u>役員会は必要ある場合、別に定めるところにより臨時に特別会費を徴収することができる。</u>  第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  第23条 <u>会員は会計諸帳簿を閲覧することができる。</u></p>	<p>項新設、第20条に一部移動  徴収権者規定  第8条より移動</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 規約の改正</b></p> <p>第22条 本会の規約は、<u>総会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 監事</b></p> <p>第24条 <u>本会に監事を2名置く。</u>  第25条 <u>監事は次の職務を行う。</u>  一 本会の会計事務を監査すること  二 会計事務について不正の事実を発見したときに総会又は臨時総会に報告すること  三 前号の事案を報告するため必要があると認めるときは臨時総会の招集を請求すること  第26条 <u>監事は第2章に定める役員を過去に経験した者の中から役員会が候補者を推薦し、総会において承認する。</u>  2 <u>監事の任期は1年（1会計年度）とし重任及び再任を認めない。</u></p>	<p>章新設  新設  新設</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5章 役員委員の解任除名</b></p> <p>第23条 役員、委員で不相当と認められた者、<u>会の目的を著しく阻害する者は総会において次の手続きにより解任または除名することができる。</u>  1. 全会員の10分の1以上の賛成を得て総会に提出する。  2. 議決は無記名投票による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 規約の改正</b></p> <p>第27条 本会の規約は総会出席者の3分の2以上の賛成をもって改正する。</p>	<p>章変更</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9章 役員委員の解任除名</b></p> <p>第28条 役員及び学級委員で不相当と認められる者は総会又は臨時総会において解任又は除名することができる。  2 前項の議案は全会員の10分の1以上の賛成を得て総会又は臨時総会に提出する。  3 採決は無記名投票による。  4 解任は出席会員の過半数をもって決し、可</p>		<p>臨時総会追記  同上  新設</p>

<p style="text-align: center;"><b>第6章 付則</b></p> <p>第24条 本規約は昭和24年4月1日から実施する。</p> <p>第25条 本規約の施行についての細目は別に定める。</p> <p>第26条 本規約は昭和50年5月12日から改正実施する。</p> <p>第27条 本規約は昭和51年6月17日から改正実施する。</p> <p>第28条 本規約は昭和57年5月13日から改正実施する。</p> <p>第29条 本規約は昭和61年5月13日から改正実施する。</p> <p>第30条 本規約は平成1年5月18日から改正実施する。</p> <p>第31条 本規約は平成5年5月13日から改正実施する。</p> <p>第32条 本規約は平成6年5月12日から改正実施する。</p> <p>第33条 本規約は平成8年4月18日から改正実施する。</p> <p>第34条 本規約は平成10年3月17日から改正実施する。</p> <p>第35条 本規約は平成11年4月17日から改正実施する。</p> <p>第36条 本規約は平成23年4月1日から改正実施する。</p> <p>第37条 本規約は平成28年1月1日から改正実施する。</p> <p>第38条 本規約は令和5年5月20日から改正実施する。</p> <p>(組織図) ※略</p>	<p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>第1条 本規約は昭和24年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>第2条 本規約の施行についての細目は別に定める。</p> <p>第3条 本規約は昭和50年5月12日から<u>施行</u>する。</p> <p>第4条 本規約は昭和51年6月17日から<u>施行</u>する。</p> <p>第5条 本規約は昭和57年5月13日から<u>施行</u>する。</p> <p>第6条 本規約は昭和61年5月13日から<u>施行</u>する。</p> <p>第7条 本規約は平成1年5月18日から<u>施行</u>する。</p> <p>第8条 本規約は平成5年5月13日から<u>施行</u>する。</p> <p>第9条 本規約は平成6年5月12日から<u>施行</u>する。</p> <p>第10条 本規約は平成8年4月18日から<u>施行</u>する。</p> <p>第11条 本規約は平成10年3月17日から<u>施行</u>する。</p> <p>第12条 本規約は平成11年4月17日から<u>施行</u>する。</p> <p>第13条 本規約は平成23年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>第14条 本規約は平成28年1月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>第15条 本規約は令和5年5月20日から<u>施行</u>する。</p> <p>第16条 <u>本規約は令和6年5月18日から施行する。</u></p>	<p>章削除</p> <p>条変更 (以下同じ)</p> <p>新設</p> <p>削除</p>
---	--	--